

○国立市立保育園延長保育条例

平成14年3月28日条例第3号

改正

平成16年12月22日条例第19号

平成18年12月22日条例第36号

国立市立保育園延長保育条例

(目的)

第1条 この条例は、保護者の就労形態の多様化及び通勤時間の増加等による保育時間の延長に対する需要に対応するため、国立市立保育園設置条例（昭和41年4月国立市条例第9号）第1条に規定する保育園に入所している児童に対し延長保育を行うことにより、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において延長保育とは、午後6時15分から午後7時15分までに行う保育をいう。

(対象保育園)

第3条 延長保育を実施する保育園は、別表のとおりとする。

(申請及び承認)

第4条 延長保育を受けようとする児童の保護者は、1か月を単位として規則で定めるところにより市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、市長が緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、1日を単位として申請することができる。

(延長保育料)

第5条 市長は、前条の規定により承認を受けた保護者から、延長保育に要する費用（以下「延長保育料」という。）として、児童1人につき月額2,500円を徴収する。ただし、前条ただし書の規定により行う延長保育については、児童1人につき日額500円の延長保育料を徴収する。

(延長保育料の免除)

第6条 市長は、経済的理由等により延長保育料の納入が困難であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、延長保育料を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成14年6月1日から

施行する。

付 則（平成16年12月22日条例第19号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年12月22日条例第36号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表

名称
国立市立なかよし保育園
国立市立矢川保育園
国立市立西保育園
国立市立東保育園